

市制施行20周年記念小美玉市サイクリングイベント業務委託仕様書

本仕様書は、小美玉市（以下「市」という。）と受注業者（以下「受注者」という。）との間で締結する小美玉市サイクリングイベント業務委託の契約について、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

市制施行20周年記念小美玉市サイクリングイベント業務委託

2. 業務の目的

市制施行20周年と市内に茨城空港と百里基地が所在する、「空のまち」であることがアピールでき、誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、地域振興に寄与することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

受注者は、市制施行20周年記念小美玉市サイクリングイベントを実施するため、誰もが参加できるイベントを企画立案・実施運営するものとし、市と受注者が協議の上、事業を実施するものとする。なお、運営については、全て受注者が行うものとする。

(1) 基本方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・市制施行20周年と地域振興に寄与するものとする。
- ・自転車に親しむ場を設け、世代問わず一緒に楽しめる内容とすること。
- ・サイクルスポーツの気軽さや楽しさがより実感でき、サイクルスポーツをはじめのきっかけづくりとなるように取り組むこと。
- ・自転車の安全利用の促進及び自転車利用人口の増加につながるよう取り組むこと。

(2) 「小美玉市サイクリングイベント」の開催

①実施日時

令和8年3月上・中旬の土・日のいずれか1日で実施する。

ただし、天候不良等の事由により実施ができない場合は中止する。

実施日及び開催時間は、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

②開催場所

空のえき「そ・ら・ら」及び茨城空港、航空自衛隊百里基地等の周辺周遊ルートとする。イベントルート等については、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

③参加資格・参加人数

- ・住所地は問わない。
- ・年齢は、小学（義務教育学校前期課程）5年生以上とする。

※未成年者は保護者同伴

・100人程度とする。

⑤参加費用

参加料を徴収できるものとする。

金額及び用途は、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

⑥物品等

イベントを開催する際に使用する物品及び音響等は、受注者が手配するものとする。

その他、受注者において手配が困難な備品等があれば、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

⑦保険

参加者の怪我等に備え、受注者においてイベント賠償責任保険等に加入するものとする。

(3) 広報・募集・ツール制作

①広報

市HP等で使用可能なバナー及びチラシを作成し、電子データで納品すること。また、SNSを活用した広報を行い、参加者の募集を図ること。

参加申込が必要な場合は、受注者が用意するWEBサイトによる事前申込を基本とし、定員に満たない場合は、当日受付も可能とする。

②プロモーションツールの制作

ア 制作物

参加者募集にあたり、下記を制作及び発信すること。

・告知チラシ

イ 留意事項

・告知チラシ等の制作にあたっては、民間事業者の有する知見や技術を活かして、見る人に興味関心を抱かせ、多数の集客が見込めるような工夫やプロモーション方法等を検討して提案すること。

・告知チラシ等のレイアウト及びデザイン等は複数案作成し、市と協議し決定すること。

(4) 問い合わせ対応

ア 参加者等からの問い合わせは、受注者において行うこと。

イ 問い合わせ方法については、WEBサイトやメール、電話等を使用すること。

ウ 問い合わせ内容・対応結果の記録管理を行い、市が求めるごとに提示すること。

(5) 独自の企画提案に関すること

仕様書に記載されている事項のほか、イベント参加者の募集に向けた独自の企画（SNS以外の情報発信やPR等）を提案すること。

(6) 企画運営の調整に関すること

受注者は、必要に応じて会議や関係機関との調整等のため同席し説

明や助言等を行う。または、受注者において調整等を関係機関と行う場合は市と協議のうえ行うものとする。

(7) その他、サイクリングイベントに付随する業務

その他、受注者はサイクリングイベントの実施に付随する業務を行うものとする。

5. 成果品

提出物の提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

(1) 報告物

①委託業務報告書1部

以下を報告の事項とする。

ア 委託業務の実施内容

イ 参加者の数・年齢等の集計結果（エクセル形式データ）

ウ 本業務により制作した映像記録媒体

エ その他市が指示するもの

②業務委託完了届（市が指定する様式）

(2) 提出期限

令和8年3月31日まで

(3) 提出場所

小美玉市教育委員会スポーツ推進課

6. その他の事項

(1) 受注者は、本仕様書及び提案内容に基づき、本業務を実施するものとする。

(2) 提案にあたり、下記の内容を提出すること。

・実施体制：責任者及びスタッフの氏名及び役職と本事業での役割

・スケジュール：契約からイベント実施までの大まかなスケジュール

(3) 受注者は、契約締結後遅滞なく提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

(4) 受注者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 本仕様書は、市と受注者が協議の上、必要に応じて改定することができる。

(6) 小美玉市個人情報保護法施行条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(7) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定する。ただし、両者の協議で決定できない場合には、受注者は市の指示に従うこととする。